

香港における商標条例の改正

北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003年に来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミを受け、更に知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

【背景】

2020年6月19日、香港政府は、香港の商標条例（以下「条例」という）の改正を公布し、条例第5条および第4部以外の改正が同日施行された。改正の1つの大きな目的は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」（マドリッド協定議定書）への加盟のために、法制度を整えることだと報道されている。

【詳細及び留意点】

I. マドリッド協定議定書に関する改正ポイント

今回の条例の改正におけるマドリッド協定議定書の加盟に関する改正のポイントは、「『マドリッド協定議定書』の下での商標の国際登録」と題した第XA部を追加し、マドリッド協定議定書経由で、香港を領域指定した場合の詳細な規定を設けたことである。条例第XA部は、3部構成となっている。

1. 条例第XA部第1部分

第1部分は、一般条文であり、第90A条（定義）および第90B条（「マドリッド協定議定書」の実施のために設けた規則）が設けられている。

第90A条では、「国際出願」（international application）、「基礎出願」（basic application）、「基礎登録」（basic registration）の概念を明記している。

第90B条は、（1）、（2）および（3）の3つに分かれている。（1）では、香港の知識産権署署長（日本の特許庁長官に相当、以下「署長」という）がマドリッド協定議定書の香港における実施のため、行政規則を規定することができる

定している。(2)では、署長が設けた規則が国際出願、香港を領域指定または香港で保護を受ける国際商標に適用されることを規定している。(3)では、第90C条(国際出願のために設けた規則)、第90D条(香港を領域指定した国際出願および香港で保護を受ける国際商標のために設けた規則)、および第90E条(附則)が本条第(1)項の制限を受けないことを規定している。

2. 条例第XA部第2部分

第2部分は、商標の国際登録であり、第90C条(国際出願のために設けた規則)、第90D条(香港を領域指定した国際出願および香港で保護を受ける国際商標のために設けた規則)が設けられている。

第90C条では、署長は、(a)国際出願に関する事項、(b)基礎出願が無効、分割もしくは合併、または、基礎登録が無効もしくは合併の場合の手續、(c)世界知的所有権機関(WIPO、以下「国際事務局」という)への資料の送達について、規則を制定することができる旨を規定している。

第90D条は、(1)および(2)に分かれている。(1)では、署長が香港を領域指定した国際出願および香港で保護を受ける国際商標について規則を制定することができることを規定している。(2)では、署長が制定した規則は、以下(a)から(j)までの内容を含むと規定している。(a)香港を領域指定した国際出願。特に、商標出願の審査、公告、異議申立、訂正、分割または合併を含む。(b)国際事務局への資料の送達。(c)国際登録の訂正要請。(d)保護を与えることおよび保護の条件。(e)保護終了の条件およびその手續。(f)国際登録に関する登記簿制度。(g)登記簿の改正、訂正または削除。(h)国際出願または国際登録から香港登録に移行する場合の規定。(i)「マドリッド協定議定書」第4条の二(1)によって登録商標と併存する国際登録。(j)本条に付随する必要な事項。

3. 条例第XA部第3部分

第3部分は、附則であり、第90E条が設けられている。

第90E条では、署長が以下(a)から(g)までについて規則を制定することができることを規定している。(a)国際出願の費用。(b)署長に提出または送達す

る書類。(c) 手続上の調整。(d) いかなる期限の延長、費用納付の保証命令の発行、審判費用の確定。(e) 書類の閲覧およびそのコピーの提供。(f) 通知、命令などの公布。(g) 登記記録および処理結果の記録を公開。

前記改正内容から分かるように、改正条例により、多くの権限が署長に与えられることになった。詳細な手続などについては、署長が規則を制定し、当該規則に従って手続されることになる。よって、規則の改正内容に引き続き注目していく必要がある。

II. その他の改正ポイント

今回の改正では、マドリッド協定議定書に加盟するための改正ポイント以外に、下記4つの内容について改正された。

(1) 条例における複数の定義について技術的な改正を行ったと同時に、手続に使用する書式を変更した。書式の変更は、マドリッド協定議定書に加盟するための準備だと言われている。

(2) 第 XIIA 部を新設し、香港の税関に条例に規定されている調査、没収、逮捕などの権限を与えた。

(3) 国際協力の概念を導入し、税関長官および職員に知的財産権に関する情報の開示、授権、民事責任の免除などの権利を与えた。上記(2)及び(3)の改正は、水際対策の強化だと考えられる。今まで、中国本土向けの商取引プラットフォームでは、香港に倉庫を置き、中国本土で注文があった場合、香港の倉庫から商品を送付しているケースが多いが、香港の水際対策が強化されることによって、香港に倉庫を所有している業者に影響が出る可能性もあるため、注意が必要だと考える。

(4) 条例施行時に進行中の案件は、旧条例が適用され、施行後の案件は、改正後の条例が適用される旨の改正条文の適用に関する条文を設けた。

今回の改正は、香港における商標直接出願に関する手続の流れなどを改正するものではないため、直接出願に大きな影響を与えるものではないと考えるが、国際大都市の香港がマドリッド協定議定書に加盟することにより、外国の商標権者は、国

際出願を利用することが多くなると予測され、直接出願の件数が大幅に減少するのではないかと現地代理人から心配の声もある。

【出典】

香港特別行政区政府知識産権署サイト

https://www.ipd.gov.hk/sc/intellectual_property/trademarks/trademarks_Ordinance2020.htm

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)